同人争議団ヘ寄附ノ趣ヲ承リ候得共各団体等ノ
寄附金総額ハ大体ニ於テ金弐千円乃至参千円位ナルベク
八月十三日 [illegible] 一

渋沢鋭二郎宛書翰

拝呈 大正十二年六月二十五日
当財界不況ノ為メ六百三〇名ノ職工中其半数ヲ
[illegible]而一段トシテ四十四名ノ解雇ヲ倍シテ職工ハ
復職ヲ要求シ解雇手当ノ面[illegible]ヲ作ス

要求書
世間ノ不景気益々甚シクシテ失業者頻出シテ此
際職工一同不安ノ中ニアルニ依テ熟慮ノ末次ノ要
求条項ヲ提出致候付御承認有之度。
解雇手当 主ナル者
勤続年数 半ケ年未満 三十日分
半ケ年以上一ケ年未満 九十日分